

琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業 Q&A

Q. 琵琶湖一周しないと、補助の対象にはなりませんか。

A. 琵琶湖一周しなくても、米原市・長浜市・高島市内の駅で下車し、体験学習や見学等を実施すれば、補助対象になります。(例：学校最寄り駅～米原駅の往復でも可)

また、琵琶湖一周する場合でも、米原市・長浜市・高島市内のいずれの駅でも下車されない場合は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。

Q. 団体割引や身体障害者割引を利用した場合、補助金額はどのようになりますか。

A. 割引後の金額の1/2が補助金額になります。例えば、割引後の運賃が、380円/人の場合、190円/人が補助金額になります。ただし、運賃の合計が1,000円/人を超えている場合は、500円/人が補助金額となります。

Q. 団体割引を利用せず、児童が一人ずつ券売機で購入する場合、補助金額はどのようになりますか。

A. 券売機で一人ずつ購入する場合は、団体割引が適用できませんので、普通料金(割引なしの運賃)の1/2が補助金額になります。ただし、運賃の合計が1,000円/人を超えている場合は、500円/人が補助金額となります。

Q. 鉄道運賃は、どのように計算すればいいですか。

A. 運賃表などで確認することができますが、複数区間の乗車や団体割引等、複雑な場合もありますので、必ず最寄りの鉄道駅で直接お確かめください。なお、団体割引の申し込みは、出発日の2週間前までとなっています。

※JRの団体割引の計算方法については、このQ&Aの最終ページに記載しておりますので、ご参照ください。

Q. 当日欠席があった場合、補助金額や申請後の手続きはどのようになりますか。

A. 欠席者があった場合は、体験学習実施後に提出していただく実績報告書に、当日の参加人数をご記入ください。実際に参加した人数にかかる金額が補助対象となります。

Q. 事前に参加予定の人数分切符を購入し、当日キャンセル料が発生した場合、キャンセル料は、補助対象になりますか。

A. 当日参加した人数分の鉄道運賃が補助対象となり、キャンセル料については、補助対象となりません。

Q. JRのほか、私鉄や市営地下鉄もあわせて利用する場合、その鉄道運賃も補助対象になりますか。

A. 補助対象となります。

Q. 引率者で対象となるのは、どのような人ですか。

A. 保護者やボランティア、教育実習生など、公費から旅費が別途支給されない引率者は対象になります。ただし、児童 10 人までのときは 1 人、11 人以上のときは 10 人までごとに 1 人を加えた人数までの人数制限があります。

Q. 補助の申込み（予約）は、いつどのようにすればいいですか。

A. 6 月 21 日～1 月 31 日の間、随時受け付けております。体験学習を実施される 7 日前までに「補助予約申込書」を FAX (077-528-4837) またはメール (hc00@pref.shiga.lg.jp) にて送付してください。その後、事務局より受付番号をお知らせします。

Q. 補助の予約後、実施日や人数に変更が出た場合、どうしたらいいですか。

A. 以下に該当する軽微な変更であれば、事前の手続きは必要ありません。事業を実施した後の実績報告の際に、変更後の内容をご報告していただければ結構です。軽微な変更にあたるかどうか判断に迷う場合は、お問い合わせください。

【補助予約後の軽微な変更】

- ① 同一年度内における実施日の変更
- ② 参加児童数および引率者数の変更
- ③ 団体割引の適用の有無の変更
- ④ ②③の変更に伴う収支の変更

Q. 補助の予約後、実施を中止することになった場合、どうしたらいいですか。

A. 「補助予約 変更・中止届出書」（様式第 4 号）を提出してください。

Q. 交付申請はいつ提出すればいいですか。

A. 各学校において校外学習などの事業を実施された後、原則 1 か月以内に「交付申請書（兼実績報告書・交付請求書）」（様式第 2 号および第 3 号）に、体験学習の写真や切符の領収書等、体験学習の実施を証する資料を添付して郵送で提出してください。なお、「補助予約申込書」（様式第 1 号、受付番号入りのもの）を添付することで、様式第 3 号の代わりとすることもできます。その場合、補助予約申込み時から変更があった箇所を朱書きで修正してください。

※交付申請書は、実績報告書および交付請求書を兼ねています。

※3 学期（1 月～3 月）に体験学習を実施された場合は、年度末の処理となりますので、できるだけお早めにご提出をお願いします。

Q. 実績報告書に添付する写真はどのような写真を送ればいいですか。

A. 電車内や駅、電車下車後の目的地での活動の様子等、体験学習当日の様子がわかる写真を提出してください。

Q. 実績報告書に添付する領収書に補助対象外でない教員分を含めた領収書でもいいですか。

A. 領収書に記載の金額の内訳がわかるものであれば構いません。

Q. 「JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金」や「小学生の鉄道を利用した体験学習事業費補助金」との併用は可能ですか。

A. 同一区間を重複して申請することはできませんが、経路を完全に区別することができる場合は併用できます。例えば、往路で琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業費補助金を活用し、復路で JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金を活用する場合等は、いったん改札を出ており、経路を完全に区別することができるので、併用することができます。この場合、補助金の申請は、それぞれの申請先に提出してください。

Q. 申請様式をデータで入力して提出したいのですが。

A. 滋賀県のホームページに掲載しています。

(掲載場所 <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/20104.html>)

※滋賀県ホームページより「県民の方」→「県土整備」→「公共交通」→「鉄道利用補助」→「琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業」のページを開き、「琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業」ページに掲載しています。様式のワードデータをダウンロードし、ご活用ください。

Q. 補助金は、いつ振り込まれますか。

A. 事業実施後の精算払いとなります。

補助金交付申請書（兼実績報告書・交付請求書）（様式第2号、第3号）を受理した月の翌月 20 日までに振り込みます。

Q. 旅のしおりを事前学習に使いたいのので、体験学習実施前の早めの時期にほしいのですが。

A. 基本的に、補助の予約をいただいた後、体験学習の実施日までの間で旅のしおり等をお送りしていますが、事前学習等で早い時点で使用したい場合は早めにお送りしますのでお申し出ください。

Q. 貸し切り列車を利用した場合も補助対象になりますか。

A. 対象になります。

Q. JRの団体割引を利用した場合、どのように運賃を計算するのですか。

A. JRの団体割引を利用する場合は、距離に応じた運賃に割引率である0.7が乗じられます。例えば、近江八幡駅から近江塩津駅経由で安曇川駅に行き、安曇川駅から山科駅経由で近江八幡駅に帰る場合、行きの距離は88.9kmで、これに応じた運賃（子ども料金）は760円、帰りの距離は78.8kmで、これに応じた運賃（子ども料金）は670円となります。

そのため、760円+670円に、割引率0.7を乗じた1000円が、団体割引適用後の1人あたりの往復の運賃となり、これの1/2を補助しますので、補助額は500円（上限額）となります。

上の例のように、団体割引を利用する場合は、行きと帰りの発着駅が同じでも、近江塩津経由か山科経由かで金額が異なる場合が多いので、ご注意ください。（ご不明な場合は、JRの駅でお問合せください。）

JRの距離ごとの運賃表（抜粋）を以下に掲載しておりますので、ご参照ください。運賃表の金額はおとな料金です。児童の運賃は表の運賃の半額（10円未満切捨て）になります。（R05.4.1現在の運賃表です。）

◆ JR西日本・JR東海等 運賃表（抜粋） ※R05.4.1現在

運賃計算キロ数	片道おとな運賃 (基準額)
1～3km	150円
4～6km	190円
7～10km	200円
11～15km	240円
16～20km	330円
21～25km	420円
26～30km	510円
31～35km	590円
36～40km	680円
41～45km	770円
46～50km	860円
51～60km	990円
61～70km	1,170円
71～80km	1,340円
81km～90km	1,520円
91km～100km	1,690円

運賃計算キロ数	片道おとな運賃 (基準額)
101～120km	1,980円
121～140km	2,310円
141～160km	2,640円
161～180km	3,080円
181～200km	3,410円
201～220km	3,740円
221～240km	4,070円
241～260km	4,510円
261～280km	4,840円
281～300km	5,170円
以下省略	

※1km未満は切上げ。（例）90.2kmは91kmとなり、91km～100kmの区分を適用。